

**G製造会社LP
G社LP
G販売会社INC
及び
QF製造会社LP
購買一般条件**

適用：本発注書の条件は、本発注書の署名欄に記載された物品の売り手によって、G製造会社LP、G社LP、QF製造会社LP、及びG販売会社INC(以下、「買い手」という)に対して販売されたすべての物品(以下に定義される)に適用される。

保証：設置後12ヵ月間又は運送証券発行後18ヵ月間のうちいずれか早い期間、以下のとおりとする。売り手は機器が売り手及び買い手によって明示的に提供された仕様に適合し、材料及び仕上がりに欠陥のないことを保証する。買い手がかかる仕様と適合しない材料あるいは売り手が責任を負うべき機器部品の材料又は仕上がりの欠陥を発見し、それを保証期間中に売り手に書面で通知した場合、売り手は買い手が指定した買い手の倉庫に、通常の納期内に無償で売り手の通常代替部品を納入するものとする。代替部品の納入は、売り手が責任を負うべき機器の欠陥に対する唯一かつ排他的な救済とする。売り手は明示的に他の損傷や損失に対する、欠陥又は不具合によって引き起こされた代替/修理、損失利益、及び他の変更に関する関税、運送費、労務費などのいかなる責任も放棄する。

解約：買い手は、売り手が本発注書の条件を1つでも順守を怠った場合、出荷前であればいつでも本注文のすべて又は一部を解約することができる。かかる解約が行われた場合、買い手は売り手に対して如何なる責任も負わず、売り手はすべての直接的、二次的、間接的な損害(買い手が再調達に要する追加費用など)に対する責任を負うものとする。

価格：売り手の価格は、買い手と売り手との間で2013年4月1日付で合意した価格(D社に提供された価格シートに記載のとおり)を超えないものとし、この合意価格は2014年3月31日まで有効である。売り手は、本発注書に含まれる物品の価格が、本発注書の日付あるいは買い手による物品受領日のいずれかにおける同等数量の類似品目に適用される売り手の最低価格を上回らないことを保証する。かかる価格がかかる他の低価格を上回る場合、買い手は買い手の判断で、買い手のアカウントに返金又は、買い手の支払った金額とかかる他の低価格との差に等しい金額を売り手から返金を受けることができる。

検査：請求書は物品が買い手によって検品され受領されるまで支払い期限とはならない。すべての物品は、納入後合理的な時間内に、材料が買い手の許容品質水準を満たしていることを確認するために買い手によって検査されるものとする。本項の内容如何にかかわらず、買い手は出荷前売り手の施設において、両当事者が合意した日程で物品を検査し、却下する権利を保有する。却下された機器は、買い手の選択により売り手の費用負担で、(a)保管する、(b)売り手に返却し修理、代替、返金を受ける、(c)買い手が公正な値下げ価格で引き取る、あるいは(d)買い手が修理する。いかなる物品に対する支払いも、受領とはみなされないものとする。

出荷：買い手は物品に対する支払いをFOB出荷港で行うことに同意する。買い手は、米政府によって課税・請求される輸入税、物品税又は付加価値税を支払うことに同意する。買い手の書面による許可がない限り、箱詰め、梱包、荷車運搬の費用は請求されないものとする。売り手は、納入が遅れた場合、買い手に対して書面で直ちに通知するものとする。

売り手は、SKUによって指定された機器のみを買い手の発注書に記載された数量のみ出荷することに同意する。売り手は、買い手による発注書の書面による変更なしに、代替SKUを出荷しないことに同意する。買い手は積荷前にすべての出荷物を認可する権利を有する。売り手は買い手の現行輸入品プロセスに従うことに同意する。売り手は認可されず返品された出荷品に対して金銭的責任を負う。

工具及びデータ：本発注書にて注文あるいは買い手から売り手に供給された金型、工具、ダイス、治具、備品などの機器は、買い手の独占的財産となり、買い手のみのための品物の製造に使用され、買い手から要請があった場合、買い手が追加費用の負担をすることなく、直ちに買い手に返還されるものとする。買い手から売り手に提供された図面、仕様書、技術情報は、すべて買い手の財産であり、売り手によって極秘扱いされ、事前の書面による買い手の同意なしに複製、使用、他者への開示は許されない。本発注書に基づき売り手から買い手に開示、提供されたすべての情報、データは価格の一部として販売され、非機密であり、いかなる制約の対象とはならない。

損失リスク：売り手はつぎの損失リスク、損害及び義務を想定し、それらに対して責任を負う。(a) 売り手の本発注書の実行状況に関わる、買い手が物品を受領するまでの、物品及びすべての仕掛かり作業、材料及び買い手又は第三者の他の財産、(b) 売り手から受け取ったすべての財産、買い手の計算における売り手又は売り手の供給業者によって保管されている財産で、そうした財産の売り手による受領又は保管、(c) 買い手が却下した、あるいは買い手が受領を取り消したすべての物品又は部品で、そうした却下や取り消し時からのもの。

危険な状態：売り手又は買い手が、本発注書の対象となる物品に関する又は関わる何らかの潜在的な安全上の問題を知った場合、売り手又は買い手は直ちに相手方当事者に通知するものとする。両当事者は協力して公的機関、行政機関と連絡をとり、存在が認められたかかる状態に対処し、必要であれば、売り手の費用及び経費負担にて是正するものとする。買い手及び売り手は、潜在的な安全上の問題又は本発注書の対象となる物品に関わる問題に関して公衆又は行政機関に対して何らかの発表をする前に協議するものとする。但し、これを行わないことにより、関係法令で義務付けられている適時の通知ができない場合を除く。本項は本契約の期間満了後又は終了後も存続するものとする。

製品リコール：(a) 売り手、買い手、あるいは行政機関又は管轄裁判所により、物品又はその部品が欠陥又は深刻な品質や性能上の問題を含んでいると判断した場合、あるいは(b) 何らかの物品が、仕様又は買い手の基準及び要求事項に適合しておらず、買い手がかかる物品は手直し又はリコールされるべきであると判断した場合、両当事者は直ちにすべての関連事実を互いに伝え合い、法令、指令によって課されたすべての義務を果たすために必要な措置など、是正措置を講じ、すべての必要な書類、是正措置計画、及び他の関連文書を提出するものとする。売り手はリコールに関連するすべての事項及び費用を負担するものとする。これらは以下を含むが、これらに限定されない。(a) 顧客の通知及び連絡先、(b) 仕様又は買い手の基準及び要求事項に適合しておらず、買い手がかかる物品は手直し又はリコールされるべきであると判断した物品、及び(c) 影響を受ける製品を管轄する行政機関へのリコールの最初の連絡及び報告。行政機関が物品又は売り手によって製造又は供給された類似物品に関する取り調べ又は調査を開始した場合、売り手はそれを直ちに買い手に通知し、買い手を何らの責任又はリスクにさらすことなく問題を解決するための合理的な手段を講じるものとする。両当事者は、当事者が何らかの法令に基づいてかかる手段を講じるのを妨げる内容が本項に含まれていない限りにおいて、かかる報告及び是正措置において互いに協力、支援し合うものとする。各当事者は、本発注書に基づいて提供される物品に影響を及ぼす潜在的な安全性欠陥に関する問題に関して公衆又は行政機関に声明を発表する前に、相手方当事者に相談するものとする。但し、かかる相談が関連法令によって求められる適時の通知を妨げる場合はその限りでない。本項に記載のすべての手段及び義務の履行は売り

手が費用及び経費を負担するものとする。本項は本契約の期間満了後又は終了後も存続するものとする。

費用の返済： 買い手が、危険な状態、製品リコール、製造物責任、保証、又は本契約で定められた売り手の責任である他の事項に関して費用、経費、その他の責任を負担した場合、売り手は買い手に対して、買い手から関連文書を受け取ってから60日以内にかかる費用を払い戻すものとする。

アスベスト、PCB、CFC： 売り手は物品がアスベスト又はPCBを含まず、物品がCFCを使って製造されていないことを買い手に保証する。売り手は物品にアスベスト又はPCBを用いず、CFCを使って物品を製造しないものとする。

補償： 売り手は、物品の使用又は売り手による本発注書の不履行に直接的であれ間接的であれ関連する買い手のあらゆる責任、損失、損害、要求、クレーム、訴訟、費用及び経費（裁判費用、物品のリコール及び／又は代替物品の供給に関連して発生する費用、及び他の費用を含む様々な費用）（以下、総称して「損失」という）から買い手を補償しかつ無害に保つことに同意する。かかる損失は以下に関連する損失を含むが、これらに限定されない。(a) 人の傷害又は死亡、及び財産の損失又は損害（物品の損害を含むが、これに限定されない）、あるいは物品の設計における欠陥又は生産時の欠陥によって引き起こされた出来事から生じた身体の傷害又は財産の損害、(b) 売り手、売り手の代理人、従業員、又は下請業者による本発注書に含まれる表明、保証、又は義務の不履行、及び(c) 物品の単独のあるいは売り手が供給したのでない他の物品と組み合わせての製造、使用、販売、再販売、売り出し又は輸入が、何らかの特許権、商標権、著作権、回路配置利用権、企業秘密又は関連する権利を侵害又は別の方法で利用（以下、「侵害損失」という）したとするクレーム。いずれの場合も、管轄権を有する裁判所の確定判決により、買い手による重大な過失又は意図的な違法行為のみから引き起こされたものであると決定された損失を除く。買い手から書面により通知された場合、売り手は、自身の費用及び経費負担において、補償された侵害損失に関連する一切の行為、クレーム、訴訟を弁護するものとする。

法令遵守： 売り手は、本発注書において供給された材料又は製造物が、あらゆる法律、法令、大統領命令、又はアメリカ合衆国、州、政府当局又は行政機関の条例（公正労働基準法、州及び／又は連邦の公民権法及び雇用均等法、労働安全衛生法、消費者製品安全法、大統領命令11246の機会均等条項、リハビリテーション法（1973）の第503項の差別是正措置条項、ベトナム退役軍人復帰援助法（1974）の第402項の差別是正措置条項、資源保全回収法、包括的補償・責任法、及びこれらの修正条項又はこれらにとって代わるものに準じて発布されたものを含むが、これらに限定されない）を遵守していることを保証する。売り手は、売り手がかかる法令を遵守しないことから発生するあらゆる損失、罰金、費用、クレーム、要求、訴訟から買い手を補償し、何らの損害も与えないものとする。

関税： 買い手は、物品の最終目的国への輸出及び輸入、米国への輸入又は米国からの輸出、及び物品が積替、陸揚又は使用される他の国への輸出の認可又は政府の許可を得なければならないものとする。売り手は、一時的であれ恒久的であれいかなる時も、輸出管理法（1979）、武器輸出管理法（1976）、海外資産管理規則（以下、「OFAC」という）、輸出管理規則（以下、「EAR」という）、関税規則、又は国際兵器輸送規則（以下、「ITAR」という）など、米国の関税又は輸出法令（以下、「関税法」という）に違反する形で物品が移動されることを許さないことを保証する。なお、これら関税法は時々修正される可能性がある。売り手は、米国の主たる当事者が貿易統計規則の目的であり、関税支払の責任を負う輸出者が米国関税法の目的であり、米国からの特定製品の輸出に関わっていることを米国税関から正式に認められた輸出者がEARの目的であることに同意する。売り手は、米国への輸入、米国からの輸出のために関係する政府権限によって求められるすべての文書に記入しなければならない。売り手は、売り手又は

売り手の代理者による本項の不履行又は関税法違反から生じ又はそれに関連して生じ、何らかの人又は者(政府当局を含むが、これに限定されない)あるいはそれらの代理者によってもたらされる一切の訴訟から買い手グループをさらに擁護、補償し、損害を与えないものとする。

特許: 売り手は、買い手、買い手の顧客又は買い手の製品のユーザーを、物品の単独のあるいは売り手が供給したのではない他の物品と組み合わせての製造、使用、販売、再販売、売り出し又は輸入が、何らかの特許権、商標権、著作権、回路配置利用権、企業秘密又は関連する権利を侵害又は別の方法で利用したとするクレームの結果生じた損失、責任、及び損害費用及び経費(製品のリコール及び/又は代替製品の供給に関連して発生した合理的な裁判費用及び経費を含むが、これに限定されない)から補償し何らの損害も与えないものとする。売り手は、通知のあった際、かかる侵害の訴訟又はクレームに対して自身の費用負担において弁護するものとする。

権利放棄: 買い手による本発注書に定められた条件を履行したとする主張の不履行、あるいは権利又は特権の行使の不履行、あるいは買い手による何らかの違反の権利放棄は、買い手がそれらをしなければ有するかかる契約条件、権利又は特権を修正、変更、又は放棄するものではない。

準拠法: 本発注書及びこれらの契約条件は、法の抵触に関する原則の適用を除き、テキサス州法によって解釈され、準拠するものとする。売り手は、変更不可の形で、テキサス州ハリス市に所在するテキサス州の州立及び連邦裁判所が唯一の独占的な裁判権を持つ裁判地であることに同意する。売り手は、この管轄裁判所又は裁判地に対する異議を権利放棄し、配達証明書付きの書留郵便による訴状の送達に同意する。

分離: 本発注書又は本発注書に含まれる契約条件が、適用法又は将来の法的措置に基づいて無効又は法的強制力を失った場合、かかる規定は契約条件から分離され、本発注書及び本発注書に含まれる契約条件は効力を保ち、意図された目的に効力を与えるものとして解釈されるものとする。

譲渡: 本発注書の権利及び義務、及び本発注書から生じる同意事項は、相手方当事者の書面による同意なしに、その全部又は一部を譲渡したり下請に出すことはできない。

完全合意: 本発注書及び本発注書の表面に言及された文書は、両当事者間の完全合意を構成するものであり、両当事者による署名のある書面でない限り、変更又は修正をすることはできない。売り手、数量、品質、他の仕様及び納入時間に関するすべての条件は、本発注書の物的要素であり、売り手はこれら契約条件を厳守しなければならないことを認める。

追加条件の禁止: 本発注書の対象となる物品の納入前に両当事者により書面で明示的に受入を表明された場合以外、本発注書を受け入れ認める際、いずれの当事者も本発注書に含まれる契約条件以外の契約条件を追加したり、あるいは本発注書に含まれる契約条件と矛盾する契約条件を課さないものとする。かかるいかなる契約条件又は矛盾する条件も、両当事者を法的に拘束しないものとする。

見出し: 本発注書に使われている見出しは参照の利便性のみを目的とし、本発注書又は契約条件の何らかの規定の解釈を制限するものではない。

契約要素としての期限: 本発注書に定められた売り手の義務の履行は期限厳守であり、買い手は売り手による適時の履行を当てにしている。買い手が売り手の履行遅延を受け入れた場合、これは本規定の権利放棄とはみなされない。